

( 仮訳 )

2003年4月28日

日本

化学兵器禁止条約運用検討会議：化学兵器禁止条約の役割の強化

## 1 . 化学兵器禁止条約の強化

- 1.1 大量破壊兵器の一部をなす化学兵器の全面的な廃棄を検証可能な形で担保する化学兵器禁止条約 ( CWC ) が問題なく運用していることを示すことは、多国間軍縮努力の将来にとって重要である。そのためには、普遍性の促進と締約国による条約の国内実施強化が必要である。また、効率的、透明、かつ衡平な CWC 諸規定の実施が、締約国間及び締約国と化学兵器禁止機関 ( OPCW ) 技術事務局 ( TS ) との間の信頼を強め、CWC の強化につながる。
- 1.2 普遍化へ向け、締約国の数が着実に増えていることを歓迎する。我が国は、昨年 3 月、ASEAN 諸国を対象に、普遍化の重要性と我が国国内実施の現状を紹介するセミナーを実施した。今後とも、TS 及び地域の締約国とも協力しつつ、特にアジア地域における普遍化の強化に取り組んでいきたい。
- 1.3 条約第 10 条 8 に基づく防護援助は、化学攻撃が行われた際の被害最小化に加え、被害が拡大しないことにより攻撃を抑止する *passive defence* の効果も持ち得る。条約第 10 条 7 に基づき自国が提供する援助の種類に関する申告をしていない締約国は、早期に申告すべきである。
- 1.4 チャレンジ査察は、CWC が査察によって条約違反の懸念を迅速に晴らすことができる多国間条約であるために、不可欠な制度である。これは国際社会の CWC に対する付託の一つと考える。チャレンジ査察は乱用されてはならないが、チャレンジ査察の要請が不必要に後ろ向きに捉えられるべきでない。チャレンジ査察には条約違反への抑止効果もあり、そのためには、執行理事会と TS を含め、OPCW が要請に迅速に対応できる準備を整えておくことが重要である。

## 2 . 条約の国内実施

- 2.1 締約国は CWC 第 7 条に従い、CWC に基づく自国の義務を履行するために必要な措置を取らなければならない。それがテロ対策にも役立つ。OPCW が国内実施に関し支援プログラムを実施していることは、締約国の国内実施の強化に役立つとともに、未加入国の加入を促す効果も期待できる。
- 2.2 国内の全ての申告すべき施設について、遅滞なく正確な申告を行うことはどの国にとっても大変な仕事である。我が国の場合、CWC 発効の前に、国内の申告対象となりうる事業所へのパンフレットの配布を含め、産業界に対し徹底した広報を実施し、産業界及び個々の企業から CWC の検証制度とその意義への理解を得たことが成功につながった。
- 2.3 我が国は、昨年 3 月に行った ASEAN 諸国対象セミナーでこうした我が国の経験を披露した。今後とも地域内外の諸国と良い慣行の共有に向け、意見交換していきたい。シンガポールで開催される予定の第 1 回アジア地域国内当局会議をこのような意見交換の場として歓迎する。

## 3 . OPCW の強化

- 3.1 OPCW が締約国の拠出金で運営される以上、財政上の効率性を確保することは TS と締約国の責務である。コストの効率性は、TS の行政経費から検証、国際協力 (ICA) に至るまで、OPCW のあらゆる活動において追求されるべきである。その関連で、2004 年から結果重視型予算が部分的に導入されることを歓迎する。また、「検証の最適化及び効率化に関する事務局長報告書」に書かれたような具体的な経費削減策を締約国と話し合うことで効率性を高めていこうとする TS の努力を歓迎する。今後こうした努力が継続されることを希望する。
- 3.2 締約国と TS の精力的な努力により、近く第 2 回締約国会議特別会期において、TS 職員の任期問題に関する政策が決定されることとなったことを歓迎する。これにより、OPCW の機能を維持していく上で、大きな不確定要素が取り除かれることとなった。今後、新政策を実施していく上で、締約国が事務局長を支援していくことが大切である。
- 3.3 TS 機能の維持強化のため、職員の訓練は重要な分野である。我が国は、

2002年、2003年の両年、実剤使用訓練、化学兵器使用疑惑調査、チャレンジ査察訓練などのTS職員訓練計画に任意拠出を行い、TSの強化に貢献した。

3.4 条約実施体制の強化には、締約国からの積極的な参加が極めて重要である。我が国は、これまでに以下の貢献を行ってきた。

(a) 秘密保護委員会への委員の派遣

(b) 情報安全監査団への専門家の派遣

(c) OPCW 中央分析データベースへの化学物質データの提供及び分析データ認定部会への専門家の派遣

(d) 科学諮問委員会への委員の派遣

#### 4. 新たな脅威

4.1 冷戦は終わったが、テロリスト組織が化学兵器の取得・使用に関心を持つに至ったことから、新たな脅威が生じている。日本は、1995年の地下鉄サリン事件の経験から、この脅威がいかに現実のものであるかを学んだ。

4.2 CWCの柱は軍縮と不拡散であり、テロリストによる化学兵器の取得防止は、不拡散における新たな側面といえる。この面でも、締約国がCWCの国内実施を強化することが、テロリストなど非国家主体がCWを取得することを防止する上で有効な対策となる。また、化学兵器の盗取を防ぐ上で、既存の化学兵器の廃棄を進めることも重要である。

4.3 OPCWは、化学兵器の廃棄の検証に多くの資源を割かねばならないことなどに鑑み、テロ対策においては、TSは関係する他の国際機関、地域機関、及び締約国などとの連携を重視すべきである。その関連で、OPCWの国連安保理対テロ委員会（CTC）との連携を歓迎する。

4.4 我が国は、アジア太平洋地域諸国に輸出管理、法執行等の分野におけるテロ対策のためのキャパシティ・ビルディング支援を行ってきた。今後のテロ対策支援においては、OPCWの枠組みを活用する方向を探っていきたい。